

令和3年度 大阪国際空港周辺都市対策協議会 運動方針（案）について
新旧対照表

令和3年 6月17日

飛行場対策周辺整備調査特別委員会 資料2

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>本協議会は1964年の設立以来、大阪国際空港（以下「本空港」という。）における安全・環境対策の推進を求め、加えて空港と地域の共存をめざした運動に取り組んできた。</p> <p><u>① 昨年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に対応するため、各国は人の移動を含む行動の自由を制限する措置を講じた。その結果、世界経済は低迷し、とりわけ航空業界は旅客需要の消失により未曾有の危機に直面した。</u> <u>② 日本においても、出入国制限や国民に対して行動変容や自粛を促す取組、緊急事態宣言の発出等が行われ、国際線の需要はほぼ消失し、国内線も大幅に低迷している。2020年の関西3空港の旅客数は前年に比べて3,593万人、69%減少し、本空港の旅客数も883万人、54%減少する事態に陥った。</u> <u>③ 航空需要の回復時期は依然として不透明な状況だが、航空業界においては、今後国内外においてワクチン接種等が進展するとともに、人流抑制が緩和され、中長期には航空需要が回復・拡大していくという見通しが示されている。空港をいかしたまちづくりの促進に努めてきた本協議会としても、国が責任をもって、感染収束及び社会経済活動の早期正常化をはかり、航空業界が厳しい状況から早期に脱却することを期待する。</u></p> <p><u>④ このような中、昨年開始したGo Toトラベル事業により、国内旅行需要は一時的に急回復した。一時停止中の本事業が再開されれば、当面は海外旅行需要に先行して国内旅行需要が大きく回復することが予測される。本空港周辺に所在する高等学校においても、修学旅行の行き先を海外から北海道・沖縄に変更する動きがある。しかしながら、本空港においては国内長距離便数の上限規制により、航空会社は国内旅行需要の変化に合わせた柔軟な路線設定ができず、一部の高等学校においては別の空港との分散搭乗を余儀なくされる不便も生じている。</u></p> <p><u>⑤ 昨年末に基本計画を策定した「2025年大阪・関西万博」は、開催に向けて本格的に準備が始まっている。今後見込まれる国内外の航空需要の回復・拡大において、関西3空港がゲートウェイとして機能することが求められる。</u></p> <p><u>⑥ また、巨大地震等の予期せぬ大規模災害への備えも課題となる中、関西3空港がこれまで以上に連携することが求められている。関西3空港懇談会が一昨年合意した発災時の3空港相互支援体制の構築等の進展に期待する。</u></p> <p><u>⑦ 本空港は安全面においてこれまで大きな事故もなく運営されており、環境面においても発生源対策として中・大型機の新鋭低騒音機への更新も進み、本空港の就航路線で使用される大多数が低騒音機材になった。また、約50年ぶりにターミナルビルが全面改修され、航空利用者だけでなく利用者以外の地域住民にとっても魅力のある空港に生まれかわったことを評価する。</u></p> <p>以上のように変化する社会経済情勢の下、本協議会としては、存続協定に則り、引き続き安全・安心の確保及び騒音をはじめとする環境対策に万全を期すよう強く要望するとともに、本空港が我が国有数の基幹空港として時代の要請に応え、地域と調和しつつ、地域の活力向上にも資するよう、その機能の活用と利用者利便の確保・向上をめざさなければならない。</p> <p>そこで、本年度の運動方針として、下記事項の推進を国、新関西国際空港株式会社（以下「新関</p>	<p>本協議会は1964年の設立以来、大阪国際空港（以下「本空港」という。）における安全・環境対策の推進を求め、加えて空港と地域の共存をめざした運動に取り組んできた。</p> <p>昨年の4月から本空港及び関西国際空港に神戸空港を加え、関西エアポート株式会社（以下「関西エアポート」という。）グループによる関西3空港の一体運営が始まった。訪日観光需要の増大を背景に昨年度の3空港の合計旅客数は過去最高の4,889万人を記録し、好調な滑り出しとなっている。本空港も近年は発着回数が上限で運用される中、利便性の高さから昨年度の旅客数は7年連続で増加し、12年ぶりに1,600万人を超えた。一方で近年、全国的な悪天候や航空需要の拡大に伴う空港の離着陸の混雑化等により、遅延便が増加している。</p> <p>訪日外国人旅行者は、国の訪日旅行促進事業や地方空港の国際線誘致の活発化等により、昨年3,119万人に達し、国が掲げる2020年に4,000万人という目標に向かって順調に推移している。日本人の海外渡航者も観光・ビジネスだけではなく、学生の修学旅行においても増加している。今後も国際的なスポーツイベントや大阪・関西万博が開催されるうえ、IR誘致などによる恒常的なインバウンド需要も見込まれ、日本・関西への注目は高まっている。</p> <p>そのような中、昨年9月に台風21号の浸水被害により関西国際空港が閉鎖された。関西の国際玄関口の機能停止が関西経済、ひいては日本経済全体に大きな打撃を与え、国際線をはじめとした関西国際空港への機能集中のリスクが浮き彫りになった。今後30年以内に高確率で発生が想定されている南海トラフ地震等の予期せぬ自然災害に備え、3空港の災害対応力の強化が喫緊の課題となった。</p> <p>このように3空港を取り巻く環境が時代とともに大きく変化したことを受け、関西3空港懇談会が昨年12月、8年ぶりに開催され、今年5月に会議の取りまとめがなされた。取りまとめにおいて、短期の取組として発災時の3空港相互支援体制の構築、中期の取組として神戸空港の国際化の検討及びその他の課題として本空港の国際便の就航可能性を議論することなどが合意された。</p> <p>一方、環境対策としては、本空港の路線に導入されている環境負荷の高い中・大型機について、新鋭低騒音機への更新が今秋にも進展する予定である。航空会社により導入計画が着実に進められ、本空港周辺の騒音低減が進むことを期待する。</p> <p>上述のような情勢の中、本協議会としては、存続協定に則り、引き続き安全・安心の確保及び騒音をはじめとする環境対策に万全を期すよう強く要望するとともに、本空港が我が国有数の基幹空港として時代の要請に応え、地域と調和しつつ、地域の活力向上にも資するよう、その機能の活用と利用者利便の確保・向上をめざさなければならない。</p> <p>そこで、本年度の運動方針として、下記事項の推進を国、新関西国際空港株式会社（以下「新関</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>空会社」という。)、<u>関西エアポート株式会社</u>（以下「<u>関西エアポート</u>」という。）及び各航空会社に強く求め、引き続き、本空港の安全・環境対策等の確実な実施について注視するとともに、利用者利便の向上に向けて活動する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><国土交通省></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運航、整備及び管制を含めた航空における安全・安心の確保には、最優先に取り組み、事故・トラブルを皆無とすること。 2. 航空機騒音の発生源対策を充実し、環境基準の達成に向けて不断の努力を行うとともに、万全な安全・環境対策が実施されるよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 3. 空港周辺対策の充実・推進について新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 4. 本空港における安全・環境にかかる事項については、本協議会との確認書（平成23年2月18日締結）に基づく協議の場（以下「協議の場」という。）を適宜開催し、協議すること。 5. 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「経営統合法」という。）」の趣旨に沿って、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整えること。 6. 「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成24年国土交通省告示第738号）（以下「経営統合法の基本方針」という。）」を利用者ニーズ及び発災時の関西3空港相互支援体制の構築を踏まえた内容に<u>見直す</u>こと。 ⑧ 7. 国が責任をもって、根本となる社会経済活動の早期正常化を含め、航空需要の早期回復に向けた取組を行うこと。 <p><新関西国際空港株式会社></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. これまで国及び関係機関が実施してきた本空港における安全・環境対策について、関西エアポートが万全を期すよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、関西エアポートが本空港をより適切かつ有効に活用するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 	<p style="text-align: center;">記</p> <p><国土交通省></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運航、整備及び管制を含めた航空における安全・安心の確保には、最優先に取り組み、事故・トラブルを皆無とすること。 2. 航空機騒音の発生源対策を充実し、環境基準の達成に向けて不断の努力を行うとともに、万全な安全・環境対策が実施されるよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 3. 空港周辺対策の充実・推進について新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。 4. 本空港における安全・環境にかかる事項については、本協議会との確認書（平成23年2月18日締結）に基づく協議の場（以下「協議の場」という。）を適宜開催し、協議すること。 5. 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「経営統合法」という。）」の趣旨に沿って、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整えること。 6. 「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成24年国土交通省告示第738号）（以下「経営統合法の基本方針」という。）」を利用者ニーズ及び発災時の関西3空港相互支援体制の構築を踏まえた内容に<u>それぞれ見直す</u>こと。 <p><新関西国際空港株式会社></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. これまで国及び関係機関が実施してきた本空港における安全・環境対策について、関西エアポートが万全を期すよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。 2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。 3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、関西エアポートが本空港をより適切かつ有効に活用するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上のため、関西エアポートが周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。また、空港法第14条に規定する協議会を速やかに設置すること。</p> <p>5. 経営統合法第2条第5項により同法第34条に規定する協議会を開催する場合には、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。</p> <p><関西エアポート株式会社></p> <p>1. これまで国及び関係機関が実施してきた本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。</p> <p>2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。</p> <p>3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。</p> <p>4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上につながるよう、周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与すること。また、空港法第14条に規定する協議会の速やかな設置をはかること。</p> <p>5. 本空港の運営事業を進めるにあたっては、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>6. 地域との調和をはかるためにも、関西3空港の役割分担やあり方のほか、「経営統合法の基本方針」の見直しを検討する際には、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p><航空会社></p> <p>1. 本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。</p> <p>2. 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性や利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。</p>	<p>4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上のため、関西エアポートが周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与するよう、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。また、空港法第14条に規定する協議会を速やかに設置すること。</p> <p>5. 経営統合法第2条第5項により同法第34条に規定する協議会を開催する場合には、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。</p> <p><関西エアポート株式会社></p> <p>1. これまで国及び関係機関が実施してきた本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。</p> <p>2. 本空港における安全・環境にかかる事項については、「協議の場」において、協議すること。</p> <p>3. 国が推進している観光先進国の実現や利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。</p> <p>4. 空港機能の高質化をはかるとともに、空港と地域の調和及び地域の活力向上につながるよう、周辺自治体が進める「まちづくり」に寄与すること。また、空港法第14条に規定する協議会の速やかな設置をはかること。</p> <p>5. 本空港の運営事業を進めるにあたっては、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>6. 地域との調和をはかるためにも、関西3空港の役割分担やあり方のほか、「経営統合法の基本方針」の見直しを検討する際には、本協議会に情報提供を適時適切に行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p><航空会社></p> <p>1. 本空港における安全・環境対策について、万全を期すこと。</p> <p>2. 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性や利用者ニーズを踏まえ、本空港をより適切かつ有効に活用すること。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p style="text-align: center;">運動方針にかかる具体的要望事項</p> <p><国土交通省></p> <p>1. 航空における安全・安心の確保</p> <p>昨今の<u>航空事故</u>や重大インシデントの発生等は、航空の安全・安心の基本を揺るがすものであり、改めて、航空の安全・安心の取組の強化が必要である。</p> <p>(1) 航空機の安全基準の強化をはかること。</p> <p>(2) 機材の計画的な更新を促し、<u>安全性の向上</u>をはかること。</p> <p>(3) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する適確な監査と航空管制業務等の安全性向上の推進をはかること。</p> <p>(4) 目指すべき将来の航空交通システムの構築の推進をはかるとともに、航空保安システムの機能を保持するための整備を充実させること。</p> <p><u>(5) 航空機からの落下物については、落下物対策総合パッケージにおける対策を確実に実行するよう航空会社を指導・監督すること。</u></p> <p>2. 発生源対策</p> <p>新鋭低騒音機の積極的な導入を航空会社に促す<u>など</u>、環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための<u>不断の努力</u>が必要である。</p> <p>(1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。</p> <p>(2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。</p> <p>3. 空港周辺対策</p> <p>空港周辺対策については、現状に即した対策とするため、周辺自治体の意向に<u>沿った取組</u>を進める必要がある。</p> <p>(1) 民家・教育施設等の防音対策</p> <p>①実態に即した助成策を検討・実施すること。</p> <p>②住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱における「更新工事③」については、一人世帯も助成対象とすること。</p>	<p style="text-align: center;">運動方針にかかる具体的要望事項</p> <p><国土交通省></p> <p>1. 航空における安全・安心の確保</p> <p>昨今の<u>航空機事故</u>や重大インシデントの発生等は、航空の安全・安心の基本を揺るがすものであり、改めて、航空の安全・安心の取組の強化が必要である。</p> <p>(1) 航空機の安全基準の強化をはかること。</p> <p>(2) 機材の計画的な更新を促し、<u>より安全性の向上</u>をはかること。</p> <p>(3) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対する適確な監査と航空管制業務等の安全性向上の推進をはかること。</p> <p>(4) 目指すべき将来の航空交通システムの構築の推進をはかるとともに、航空保安システムの機能を保持するための整備を充実させること。</p> <p>2. <u>落下物対策の実施</u></p> <p><u>航空機からの落下物については、航空会社に対する原因究明と再発防止の指導を徹底するなど、落下物対策総合パッケージに盛り込まれた対策を確実に実行するよう指導・監督すること。</u></p> <p>3. 発生源対策</p> <p>新鋭低騒音機の積極的な導入を航空会社に促す<u>等</u>、環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減には<u>不断の努力</u>が必要である。</p> <p>(1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。</p> <p>(2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。</p> <p>4. 空港周辺対策</p> <p>空港周辺対策については、現状に即した対策とするため、周辺自治体の意向に<u>沿って取組</u>を進める必要がある。</p> <p>(1) 民家・教育施設等の防音対策</p> <p>①実態に即した助成策を検討・実施すること。</p> <p>②住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱における「更新工事③」については、一人世帯も助成対象とすること。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p><u>⑨ ③住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱における「更新工事③」で設置した機器が設置後10年以上経過し、所要の機能が失われていると認められた場合の補助の制度化をはかるとともに、対象区域住民への丁寧な説明を行うこと。</u></p> <p>(2) 周辺整備対策 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。</p> <p><u>4. 協議の場について</u> 「協議の場」については、本協議会の要請も踏まえ、適切に開催し協議するとともに、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p><u>5. 空港機能の活用</u> 本空港は国及び地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。</p> <p>(1) 空港の利便性向上 ①国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。 ②関西3空港への交通アクセス整備を促進し、空港間の連携をはかることにより、利用者利便の向上をめざすこと。</p> <p>(2) 地域振興 ①関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に結びつくような総合的な支援を行うこと。 ②空港と地域の調和ある発展をめざすため、各都市の個性・魅力を活かした周辺自治体が進める「まちづくり」を支援すること。</p> <p><u>6. 指導・監督</u> 国は、存続協定に則った本空港の安全・環境対策や経営統合法等の趣旨に沿ったその活用について、新関空会社及び関西エアポートに対し、指導・監督する立場として取組を行うことが必要である。</p> <p>(1) 安全・環境対策には万全を期すよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。</p>	<p>③住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱における「更新工事③」で設置した機器が設置後10年以上経過し、所要の機能が失われていると認められた場合の補助の<u>方針を早期に示す</u>とともに、対象区域住民への丁寧な説明を行うこと。</p> <p>(2) 周辺整備対策 都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。</p> <p><u>5. 協議の場について</u> 「協議の場」については、本協議会の要請も踏まえ、適切に開催し協議するとともに、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p><u>6. 空港機能の活用</u> 本空港は国及び地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。</p> <p>(1) 空港の利便性向上 ①国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により、利用者利便の向上をはかること。 ②関西3空港への交通アクセス整備を促進し、空港間の連携をはかることにより、利用者利便の向上をめざすこと。</p> <p>(2) 地域振興 ①関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に結びつくような総合的な支援を行うこと。 ②空港と地域の調和ある発展をめざすため、各都市の個性・魅力を活かした周辺自治体が進める「まちづくり」を支援すること。</p> <p><u>7. 指導・監督</u> 国は、存続協定に則った本空港の安全・環境対策や経営統合法等の趣旨に沿ったその活用について、新関空会社及び関西エアポートに対し、指導・監督する立場として取組を行うことが必要である。</p> <p>(1) 安全・環境対策には万全を期すよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>(2) 経営統合法の趣旨に沿って、本空港を適切かつ有効に活用するよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。また、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整備すること。</p> <p>7. 「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」の見直し 我が国の航空を取り巻く状況の変化及び発災時の空港相互支援体制の必要性に鑑み、本空港の適切かつ有効な活用に資するよう「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」を見直すこと。また、見直しにあたっては、周辺自治体の意向を反映したものとなるよう、本協議会と協議すること。</p> <p><新関西国際空港株式会社></p> <p>1. 運航における安全・安心の確保 新関空会社は本空港の設置管理者として、運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。</p> <p>2. 発生源対策 <u>低騒音機の導入を促す着陸料の設定、航空機騒音の監視、飛行経路や滑走路の使用割合の改善等の取組が関西エアポートにより航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための</u>不断の努力を続けることが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。</p> <p>3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。</p> <p>4. 協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p>5. 空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必</p>	<p>(2) 経営統合法の趣旨に沿って、本空港を適切かつ有効に活用するよう、新関空会社及び関西エアポートを指導・監督すること。また、新関空会社及び関西エアポートが本空港を適切かつ有効に活用できるよう環境を整備すること。</p> <p>8. 「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」の見直し 我が国の航空を取り巻く状況の変化及び発災時の空港相互支援体制の必要性に鑑み、本空港の適切かつ有効な活用に資するよう「空港の設置及び管理に関する基本方針」及び「経営統合法の基本方針」を見直すこと。また、見直しにあたっては、周辺自治体の意向を反映したものとなるよう、本協議会と協議すること。</p> <p><新関西国際空港株式会社></p> <p>1. 運航における安全・安心の確保 新関空会社は本空港の設置管理者として、運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、関西エアポートに対するモニタリングを徹底すること。</p> <p>2. 発生源対策 <u>関西エアポートによる低騒音機の導入を促す着陸料の設定や、関西エアポートと航空会社が連携して航空機騒音の監視を行いながら、飛行経路や滑走路の使用割合等の改善が進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減に向けた</u>不断の努力を続けることが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。</p> <p>3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。</p> <p>4. 協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p>5. 空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。また、空港法第14条に規定する協議会を速やかに設置すること。</p> <p>6. 経営統合法第34条に規定する協議会について 経営統合法第2条第5項により同法第34条に規定する協議会を開催する場合には、速やかに本協議会にその旨情報提供を行うこと。また、議事内容について、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。</p> <p><関西エアポート株式会社></p> <p>1. 運航における安全・安心の確保 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対し必要な措置を講じるよう求めること。</p> <p>2. 発生源対策 <u>低騒音機の導入、航空機騒音の監視及び飛行経路・滑走路使用割合等の改善が航空会社と連携して進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減のための不断の努力を続けることが必要である。</u></p> <p>(1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 (2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 (3) 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定した飛行経路及び使用滑走路を航空会社に遵守させるとともに、騒音監視体制を維持すること。 (4) 航空機騒音の監視を継続するとともに、その結果及び必要な対応策については、本協議会に報告及び協議すること。</p> <p><u>⑩ (5) 運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制策を継続して講じること。</u></p> <p>3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要である。</p> <p>(1) 民家・教育施設等の防音対策 ①従来どおり、必要とされる事業量に見合った予算を確保すること。 ②大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程における「更新工事③」については、一人世帯も助成対象とすること。</p>	<p>要であることから、関西エアポートに対する具体的要望事項についてモニタリングを徹底すること。また、空港法第14条に規定する協議会を速やかに設置すること。</p> <p>6. 経営統合法第34条に規定する協議会について 経営統合法第2条第5項により同法第34条に規定する協議会を開催する場合には、速やかに本協議会にその旨情報提供を行うこと。また、議事内容について、本協議会に情報提供を適時適切に行うこと。</p> <p><関西エアポート株式会社></p> <p>1. 運航における安全・安心の確保 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止するため、航空会社に対し必要な措置を講じるよう求めること。</p> <p>2. 発生源対策 <u>低騒音機の導入を促す着陸料の設定や、航空会社と連携して航空機騒音の監視を行いながら、飛行経路や滑走路の使用割合等の改善が進められている。今後も環境基準の達成に向け、航空機騒音の低減に向けた不断の努力を続けることが必要である。</u></p> <p>(1) 新鋭低騒音機の積極的な導入促進策により計画的な騒音軽減をはかること。 (2) 騒音軽減運航を推進するとともに、逆発着対策の具体化について、早期に本協議会と協議すること。 (3) 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定した飛行経路及び使用滑走路を航空会社に遵守させるとともに、騒音監視体制を維持すること。 (4) 航空機騒音の監視を継続するとともに、その結果及び必要な対応策については、本協議会に報告及び協議すること。 (5) 運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制対策を講じること。</p> <p>3. 空港周辺対策 空港周辺対策については、引き続き現行制度を維持するとともに、周辺自治体等の意向に沿った対応を行うことが必要である。</p> <p>(1) 民家・教育施設等の防音対策 ①従来どおり、必要とされる事業量に見合った予算を確保すること。 ②大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程における「更新工事③」については、一人世帯も助成対象とすること。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p><u>⑪ ③大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程における「更新工事③」で設置した機器が設置後10年以上経過し、所要の機能が失われていると認められた場合の助成の制度化をはかるとともに、対象区域住民への丁寧な説明を行うこと。</u></p> <p>(2) 移転補償対策 移転補償の実施にあたっては、移転者の実態に配慮した運用をはかること。</p> <p>(3) 周辺整備対策 ①都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。 ②地元関係者の意向を踏まえた移転跡地の有効活用をはかるための必要な措置を講じること。 ③周辺自治体が進めるまちづくり計画の策定・実施に寄与すること。</p> <p>(4) 共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。</p> <p>(5) 周辺環境対策 これまで国及び関係機関が実施してきた周辺環境対策事業について、制度を引き続き維持するとともに、新規事業についても柔軟に対応すること。</p> <p>4. 協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p>5. 空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。</p> <p>(1) 空港の利便性向上 ①国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により利用者利便の向上をはかること。 ②関西3空港への交通アクセス整備を促進し、空港間の連携をはかることにより、利用者利便の向上をめざすこと。 ③国際便の就航可能性について、本協議会と十分協議すること。</p> <p>(2) 空港及び関連施設の整備 ①地震等大規模災害時に緊急輸送の拠点となる空港としての防災機能を強化すること。</p>	<p>③大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程における「更新工事③」で設置した機器が設置後10年以上経過し、所要の機能が失われていると認められた場合の助成の方針を早期に示すとともに、対象区域住民への丁寧な説明を行うこと。</p> <p>(2) 移転補償対策 移転補償の実施にあたっては、移転者の実態に配慮した運用をはかること。</p> <p>(3) 周辺整備対策 ①都市計画緑地の整備等地域整備につながる事業を速やかに推進するため、必要な措置を講じること。 ②地元関係者の意向を踏まえた移転跡地の有効活用をはかるための必要な措置を講じること。 ③周辺自治体が進めるまちづくり計画の策定・実施に寄与すること。</p> <p>(4) 共同利用施設の助成策 除却及び維持管理費等に対する新規助成や建替時の既存制度の拡充について実態に即した助成策を講じること。</p> <p>(5) 周辺環境対策 これまで国及び関係機関が実施してきた周辺環境対策事業について、制度を引き続き維持するとともに、新規事業についても柔軟に対応すること。</p> <p>4. 協議の場について 本協議会の要請も踏まえ、「協議の場」において協議を行うこと。また、予め実務担当者による協議を行うこと。</p> <p>5. 空港機能の高質化と活用 本空港は国が推進する観光先進国の実現に資するインフラであるとともに、地域の貴重な資源である。本空港の利便性を向上させるとともに、地域振興につながる取組を進めることが必要である。</p> <p>(1) 空港の利便性向上 ①国際チャーター便、国内長距離路線、生活路線を含めた航空ネットワークの充実等により利用者利便の向上をはかること。 ②関西3空港への交通アクセス整備を促進し、空港間の連携をはかることにより、利用者利便の向上をめざすこと。 ③国際便の就航可能性について、本協議会と十分協議すること。</p> <p>(2) 空港及び関連施設の整備 ①地震等大規模災害時に緊急輸送の拠点となる空港としての防災機能を強化すること。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p>②<u>空港ターミナルビルや空港内用地等の有効活用にあたっては、周辺自治体と十分に協議すること。</u></p> <p>③ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設の整備を引き続き推進すること。</p> <p>④地域環境との調和をめざすエコエアポート、とりわけ地球温暖化防止への取組を推進すること。</p> <p><u>⑫ ⑤新型コロナウイルス感染症の本空港内における感染拡大防止に資する受入環境整備等を推進すること。</u></p> <p>(3) 地域振興</p> <p>①関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に寄与すること。</p> <p>②空港と地域の調和ある発展をめざすため、各都市の個性・魅力をいかした「まちづくり」に寄与すること。</p> <p>③空港法第14条に規定する協議会の速やかな設置をはかること。</p> <p>6. 空港運営事業を進めるにあたって 空港運営事業を進めるにあたっては、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>7. 本空港の役割分担・あり方の見直し 関西3空港の役割分担・あり方の見直しを検討する際には、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>8. 「経営統合法の基本方針」の見直し 本空港の運営にあたり「経営統合法の基本方針」の見直しが必要となり、国に対しその旨の申し出を行う際には、事前に本協議会に対し情報提供を行うこと。</p>	<p>②大阪国際空港ターミナルビルや空港内用地等の有効活用にあたっては、周辺自治体と十分に協議すること。</p> <p>③ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設の整備を引き続き推進すること。</p> <p>④地域環境との調和をめざすエコエアポート、とりわけ地球温暖化防止への取組を推進すること。</p> <p>(3) 地域振興</p> <p>①関西全体の発展をはかる観点から、地域経済の振興に寄与すること。</p> <p>②空港と地域の調和ある発展をめざすため、各都市の個性・魅力をいかした「まちづくり」に寄与すること。</p> <p>③空港法第14条に規定する協議会の速やかな設置をはかること。</p> <p>6. 空港運営事業を進めるにあたって 空港運営事業を進めるにあたっては、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>7. 本空港の役割分担・あり方の見直し 関西3空港の役割分担・あり方の見直しを検討する際には、事前に本協議会に対しその内容について情報提供を行うとともに、本協議会と十分協議すること。</p> <p>8. 「経営統合法の基本方針」の見直し 本空港の運営にあたり「経営統合法の基本方針」の見直しが必要となり、国に対しその旨の申し出を行う際には、事前に本協議会に対し情報提供を行うこと。</p>

令和3年度運動方針（案）	令和元年度運動方針
<p><航空会社></p> <p>1. <u>運航における安全・安心の確保及び発生源対策</u> 運航における安全・安心の確保はもとより、環境基準の達成に向け、本空港の特性を踏まえた環境対策が必要である。 (1) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止すること。 (2) <u>航空機からの落下物については、落下物対策総合パッケージにおける対策を確実に実行すること。</u> (3) 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定された飛行経路及び使用滑走路を遵守し、騒音軽減運航を行うこと。 (4) 機材は計画的に更新するとともに、本空港が市街地に近接していることに鑑み、新鋭低騒音機を積極的に導入すること。 ⑬ (5) <u>運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制対策を継続して講じること。</u></p> <p>2. <u>空港機能の活用</u> 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、航空ネットワークの充実等をはかること。</p>	<p><航空会社></p> <p>1. <u>万全な安全・環境対策</u> 運航における安全・安心の確保はもとより、環境基準の達成に向け、本空港の特性を踏まえた環境対策が必要である。 (1) 運航と整備における機材不具合・ヒューマンエラー等による事故・トラブルを未然に防止すること。 (2) 航空機騒音の監視等を通じて適切に設定された飛行経路及び使用滑走路を遵守し、騒音軽減運航を行うこと。 (3) 機材は計画的に更新するとともに、本空港が市街地に近接していることに鑑み、新鋭低騒音機を積極的に導入すること。 (4) 運用時間の遵守を前提としつつ、遅延便の発生抑制対策を<u>講じること。</u></p> <p>2. <u>落下物対策の実施</u> 機体の改修及び整備・点検等の充実を図り、落下物対策総合パッケージに盛り込まれた対策を<u>確実に実行すること。</u></p> <p>3. <u>空港機能の活用</u> 利便性の高い都市型空港としての本空港の特性及び利用者ニーズを踏まえ、航空ネットワークの充実等をはかること。</p>